# 「アクション・プラン」の推進体制

### 地域主権戦略会議

## 「アクション・プラン」推進委員会

チームの検討状況 を踏まえ適宜開催

- ·川端達夫 内閣府特命担当大臣(地域主権推進)
- ·後藤 斎 内閣府副大臣
- ·福田昭夫 総務大臣政務官
- 上田清司 埼玉県知事
- · 北川正恭 早稲田大学大学院教授

#### 直轄道路・直轄河川チーム

- · 北川正恭 早稲田大学大学院教授(主査)
- ・二井関成 山口県知事
- ・副大臣又は大臣政務官(地域主権推進)
- 国土交通大臣政務官

#### 公共職業安定所(ハローワーク)チーム

- · 北川正恭 早稲田大学大学院教授(主査)
- ・古川 康 佐賀県知事
- ・副大臣又は大臣政務官(地域主権推進)
- 厚生労働大臣政務官

#### 共通課題チーム

- ・北川正恭 早稲田大学大学院教授(主査)
- 横内正明 山梨県知事
- ・副大臣又は大臣政務官(地域主権推進)

※上記のほか、広域的実施体制の枠組み作りについても、委員会で取り上げる。

#### 「アクション・プラン」の推進体制について

平成23年1月25日 地域主権戦略会議決定

- 1 「アクション・プラン」(平成 22 年 12 月 28 日閣議決定) 2 (4) 及び3 (3) に基づき、改革を円滑かつ速やかに実施するための 仕組みとして、地域主権戦略会議の下に「アクション・プラン」 推進委員会(以下「推進委員会」という。) を置く。
- 2 推進委員会の委員長は内閣府特命担当大臣(地域主権推進)と し、推進委員会のその他の構成員は、委員長が指名する。
- 3 (1) 次の表の右欄に掲げる課題を検討するため、推進委員会 に左欄に掲げるチームを置き、各チームの主査は、委員長 が指名する。

| 直轄道路・直轄河川チーム       | 「アクション・プラン」記2(1)及び(2) |
|--------------------|-----------------------|
| 公共職業安定所(ハローワーク)チーム | 「アクション・プラン」記2(3)      |
| 共通課題チーム            | 「アクション・プラン」記3(1)及び(2) |

- (2) チームの構成員その他チームの運営に必要な事項は、主 査が定める。
- 4 前各項に掲げるもののほか、推進委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。